ようとし

▼特集にあたって ――いま「問い」 がとわれる

「問い」は、ときに事象の根源 ・ は、ときに事象の根源 ・ は、ときに事象の根源

重要性を説いている。さらに、少年司法の現場を担ってきた元少年司法の現場を担ってきた元き所がをめぐる少年法改正に強き下げをめぐる少年法改正に強き下げをめぐる少年法改正に強き下げをめぐる少年法改正に強い。

でいる。 立ち直りに向けた支援団体や にるがある。 での成長と変化に目を向け、社 での成長と変化に目を向け、社 ではそれに力を注ぐことを求め でいる。

有効に機能していることが広有効に機能していることが広年が高く評価する「少年法」だ々が高く評価する「少年法」だが、政府与党は、「適用年令は引が、政府与党は、「適用年令は引が、政府与党は、「適用年令は引き下げない」としながらしている。

かりか、家裁の裁判官、家裁調

は何か」である。 正で事実上「失われていくもの いま不可欠な問いは、この改 いま、必要な「問い」は何か。

> られる。 関心と改正後への想像力が求め 活の現場に何が生まれるのか、 活の現場に何が生まれるのか、 日の実情と改正による変化を 用の実情と改正による変化を

この改正の議論はいかになされてきたのか。背景に何があるれてきたのか。背景に何があるのか。刑罰化を進める「厳罰化」は社会に何を生み出すのか。こは社会に何を生み出すのか。この改正により少年司法の現場に何が起きるのか。それは憲法の理念に基づいて設置された「家庭裁判所」の今後のあり方にもかかっている。私たちは何が失かかっている。私たちは何が失かれようとしているのかをみつれようとしている。

、編集委員会・佐々木光明

ている